

緑豊かな生活環境の保全と創造 (山梨県環境緑化条例)

山梨県環境緑化条例の目的

県民の健康で文化的な生活を確保するためには、緑豊かな生活環境をつくることが重要であることから、県では、県土の環境緑化に関し必要な事項を定め、環境緑化推進を図ることを目的に環境緑化条例を制定しています。

※この条例において「**環境緑化**」とは、樹木、草花、芝等を植栽し、育成し、及び保護することにより、地域住民の生活環境に緑地を確保することをいいます。

山梨県環境緑化条例の概要

環境緑化計画の策定 (山梨県緑化計画)	市町村との連携	知識の普及	自発的な活動の促進
- 基本方針 - 目標・施策の方法 - 推進体制	県は、環境緑化施策を実施するときは、市町村との連携に努める	環境緑化に関する知識の普及を図る	民間の団体が自発的に行う環境緑化に関する活動を促進するための情報提供、人材育成等の措置
公共施設・事業所等の環境緑化	県民の環境緑化	環境モデル事業の実施	緑化樹の養成
環境緑化基準を指標に環境緑化に努める	自己の居住する地域の環境緑化に寄与するよう、所有・管理する土地の環境緑化に努める	環境緑化に関するモデル事業を実施する	公共施設の効果的な環境緑化の推進を図るため、地域の特性に応じた樹木を養成する

環境緑化基準：施設毎の緑地基準

学校

- 運動場を除く敷地については、敷地面積の**20%**以上の緑地があること
- 運動場については、敷地面積の**5%**以上の緑地があること

公園

- 敷地面積の**30%**以上の緑地があること

公営住宅、庁舎、 その他公共施設

- 敷地面積の**20%**以上の緑地があること

製造業、電気供給業、ガス供給業 熱供給業に係る事業所等 (敷地面積2,000㎡以上)

- 敷地面積の**20%**以上の緑地があること

その他の事業所等 (敷地面積2,000㎡以上)

- 敷地面積の**5%**以上の緑地があること

環境緑化基準を指標に環境緑化に努めましょう！

問い合わせ先

山梨県 森林環境部 森林整備課 森林育成・緑化担当
電話：055-223-1646